

徳島県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ小松島市芝生町店

小松島市芝生町字網千四四番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第九十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件

）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗予定地は、県道花園日開野線に隣接しており、緊急車両の走行の妨げとならないよう、駐車場の必要台数の確保が必要であると思われる。

2 歩行者の通行の利便の確保等

出入口の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努めるとともに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うことに関して道路管理者と十分協議していただきたい。

3 騒音の発生に係る事項

騒音問題は周辺住民の日常生活に支障をきたすため、騒音低減対策により静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。

4 廃棄物に係る事項等

廃棄物の保管、運搬及び処理について、周辺的生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。

用水路に廃棄物等が飛散しないように、その保管や運搬等について、適正な管理を行っていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課

2 縦覧の期間 令和六年六月二十八日から同年七月二十八日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで